

社会福祉法人みくに福社会 費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、法人運営に関する次の役員等の業務に対して費用弁償に関する必要の事項について定める。

「役員等」 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員及び苦情処理体制第三者委員
「業務」 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び苦情処理体制第三者委員会への参加等

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 苦情処理体制第三者委員会への出席
- (5) 監事の業務監査
- (6) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報 酬)

第3条 法人の役員等に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償の額)

第4条 第2条(1)から(5)については無報酬とする。但し(6)と(7)についてはみすず保育園旅費規程を準用し、当該旅費を支給する。この場合において、役員等の住所地为起点として計算する。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会及び評議員会の議決を要する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日より実施する。